

佐賀県告示第109号

佐賀県同和对策推進協議会設置規程（昭和48年佐賀県告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(幹事及び幹事会)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 幹事は、政策調整監（<u>政策の調整を総括する政策調整監（甲）及び政策の調整を推進する政策調整監（乙）のうちから、政策部長が指名する職員に限る。</u>）、広報広聴課長、危機管理防災課長、法務私学課長、人事課長、税政課長、市町支援課長、さが創生推進課長、県民協働課長、まなび課長、人権・同和对策課長、福祉課長、長寿社会課長、医務課長、健康増進課長、生活衛生課長、こども未来課長、産業政策課長、産業人材課長、農政企画課長、生産者支援課長、農産課長、農山漁村課長、農地整備課長、水産課長、県土企画課長、建設・技術課長、下水道課長、建築住宅課長、会計課長、人事委員会事務局副事務局長、教育総務課長、教職員課長、学校教育課長、人権・同和教育室長及び保健体育課長をもって充てる。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(幹事及び幹事会)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 幹事は、政策調整監（<u>政策部の分掌事務に係る政策の調整を推進する政策調整監のうちから知事が指定する職員に限る。</u>）、広報広聴課長、危機管理防災課長、法務私学課長、人事課長、税政課長、市町支援課長、さが創生推進課長、県民協働課長、まなび課長、人権・同和对策課長、福祉課長、長寿社会課長、医務課長、健康増進課長、生活衛生課長、こども未来課長、産業政策課長、産業人材課長、農政企画課長、生産者支援課長、農産課長、農山漁村課長、農地整備課長、水産課長、県土企画課長、建設・技術課長、下水道課長、建築住宅課長、会計課長、人事委員会事務局副事務局長、教育総務課長、教職員課長、学校教育課長、人権・同和教育室長及び保健体育課長をもって充てる。</p> <p>3・4 略</p>

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。